П

. <u>=</u> Ξ

兀

四

 $\overline{\circ}$ 

Щ

報

毎週火・金曜日発行

(火曜日)

### 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ....... 建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正 ( 二件 ) ( 建築指導課 ) ...... 直接請求に必要な有権者の数... 基本測量の実施の終了 ( 監理課 ) ...... 土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課)...... 道路の位置の指定 ( 二件 ) ( 建築指導課 ) ...... (環境政策課)....... 一瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 ( 二件 ) 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ( 砂防課 ) ...... | 〇 目 次

### 山口県告示第百十一号

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年三月十八日から同年四月七日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供

す る。

平成二十年三月十八日

山口県知事 = 井 関 成

氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所

所 東京都千代田区大手町一丁目八番三号 全国農業協同組合連合会

工場又は事業場の名称及び所在地

名称 全国農業協同組合連合会山口県本部山口加工場

特定施設に関する事項 所在地 山口市仁保下郷一七七一番地

構造及び使用時間間隔等

備考第十二		— O— П	種類	
十号の飲料製造業の用に供する洗浄施設をいう。「一〇-口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和)	•	-10	能 (㎡/時)	構
用に供する洗浄施設をい水質汚濁防止法施行令(	"	平成二〇、八	年予工 月 第 日定手	
	"	平成二〇、七七十二〇、七十二〇、七十二〇、七十二〇、十二〇、十二〇、十二〇、十二〇、十二〇、十二〇、十二〇、十二〇、十二〇、	年予工 月 完 日定成	造
.う。 昭和四十六年政令第百八十八号)	"	平四成一〇、八	年予使 月 開 日定始	
以令第百八	"	連続	間使用時隔間	使
		二〇時間	時 り の 日 使 当 間用た	用の方
別表第一	"	変動なし	動季 の節 概的 要変	法

 $\equiv$ 

<u></u>	<b>严成</b> 20	年3月	月18日	火曜	图——	L	4	П		県	報	!	(定	期)		第 19	39 号		
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四七一八	"	"	"	"	四七-八	四七-八	四七一八	"	
	11	(m³ / 日四 //	一面 一面 一面 一面 一面	"	11	11	11	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	日七	(m³ / 二 日() // // // // // // // // // // // // //	〇· · · · 〇 · · · 〇 日五 "	(m³ / 月	11	(m³/ 月四//	"	(m³ / 一 日三 "	(m³) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n) (n	(m³ / 日	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	四時間	"	二〇時間	"	"	"	"	四時間	二〇時間	八 時 間	時〇間・一	一六時間	二〇時間	一六時間	"	八 時間	時・	六時間	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
備考「二四	"	四七一ホ	四七一木	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
四-イ」及び「二四-二」、「二七-ヌ」、「四一-イ」、「四六-二」並びに	(m³O·二	一、八〇〇	(m³六OO) 時)	〇· · · · · · · · · · ·	〇· · · · · · · · · · · · ·	〇· · · · · · · · · · · · · ·	(m³)·(O)-(D)-(D)-(D)-(D)-(D)-(D)-(D)-(D)-(D)-(D	(m³O· ) 日六	11	(m³ / 日_	"	"	"	(m³ / H - 1	11	"		"	
四-二、	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
二七一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
ヌ」、「四一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
ー イ 、	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
四六—二	間の・五時	"	二四時間	"	"	"	時〇間・〇一	一六時間	"	一二時間	八時間	二〇時間	"	一二時間	"	"	"	"	<u></u>
並 び に		"		"	"	"	"		"				"	11	"	"	"	"	

報

Щ

過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。制造業の用に供する廃ガス洗浄施設がに同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する系別、同表第四十一号の香料製造業の用に供する洗浄施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、年政令第百八十八号)別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃年政令第百八十八号)別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃年政令第百八十八号)別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃年政令第百八十八号)別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃年政党を開発している。

## 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

 $(\Box)$ 

														種	
	"	四六一二	四   - イ	"	"	"	二七一ヌ	"	"	"	四 —	四一イ		類	
	"	七.五	八	t	六 五	"	t	四 · 一	七.九	"	t	七・二	通常	水素イオ	
_	"	六 · 八 ≀ 五	八≀六	<i>II</i>		七 六 ・ 五 ≀ 五		五≀三		八≀六	七 五 / 五	九≀七	最大大	へ水素指数シークンに	汚
=	"	六〇〇	五	-0	"	四	_ O	_	六	_	一、五〇〇	六	\z	学的酸	水
	"	六〇〇	000   म、000	一 五	"	四	— 五	_	- - -	١	一、五〇〇	10	最大	素要求量	等 の
	"		10	"	五		五	検出せず	五	0.	五		通常	4.6	汚
-	"	四〇	10	"	五		五	検出せず	10	0			最加大	_	染
-	"	〇 · 五	- 0	"	"	"	〇 · 五	=	二九	Ξ	1110, 000		通常		状
-		<u>n</u>	D 国OO				<u> </u>	_=_		_=_	五三〇、〇〇〇 三五、〇〇〇		最加	ng /	態の
-	"	"	"	"	"	"	- O・O 五	一 検 出 せ ず	"		"	O O 五	通常		値
-	"	"	"	"	"	"	五 〇・〇 五	検 出 せ ず	"	"	"	り ・ の も の ・ の も る る る る る る る る る る る る る	最加	<b>燐</b> パ ng / ℓ	
	"	"	0.1		0.		***		四	1110			通常	一汚水等の一口	
ī			_	<u> </u>	_	"	_	=	四 八	0	_	四	最	汚水等の一日当たりの量 (゜㎡)	
-	"	〇 · 四	_	=	六	"	"		四八	<u>-</u>	_	四	大	m³	5

 <b>平成</b> 20	年3月	月18日	火曜	智日	L	Ц	П		県	報	ž	(定	期)		第 19	39 号		-
"	11	11	"	四七一八	四七-八	四七一八四七一八	11	11	"	11	"	"	四七一口	四七一口	四七一口	四七-口	"	_
"	"	"	"	"	"	"	t	Л	t	"	八	"	"	"	"	t	八	_
"	"	"	八 \ 六	"	七 六·五·五		八~五	_ ○	八~五	"	_ ○	八~六	"	七 六 五 ≥ 五		八 \ 六	九~七	,
九八、五〇〇 川00、000	五、000  五、000	八 000 八 000	二五、〇〇〇二五、〇〇〇	10, 000 10, 000	四、五〇〇 四、五〇〇	九八、五〇〇 1100、000	五0、000 五0、000	八 000 八 000	10, 000 10, 000	"	八 000 八 000	三五、000二五、000	"	10,000	五0、000 五0、000	九八、五〇〇 III00、000	四00 四00	_
1100,000		五		"	五	1100,000	"	"	"	"	五		1100,000	000 110, 000 1110,	五	1100,000	0 ==0	=
1100,000	"	"	"	"	-0	11/00,000	"	"	"	"	"	-0	1100,000	1110, 000	-0	1100,000	五〇	_
園〇〇	四〇		四〇	"	-1, 000	"	国〇〇		五〇	"		四〇	"	1, 000	四〇〇	五〇〇	"	
回〇〇	四〇		凹〇	"	III, 000	"	回〇〇		五〇	"		四〇	"	III, 000	国〇〇	五〇〇	"	_
〇 ・	"	"	検出せず	"	"	〇·〇五	"	"	"	"	"	検出せず	"	〇 〇 五	検出せず	"	"	-
〇 ・ 〇 五	"	"	検 出 せ ず	"	"	〇 ・ ○ 五	"	"	11	"	"	検 出 せ ず	"	〇 〇 万 五	検 出 せ ず	"	"	_
0.0	_	六	_ 	0·t	_	0.00	11	_	_ 五	"	三	五	0.00	0.0	Ξ	0.01	"	_
0.0回	_	六		 t	四	0	11	_	一 五	11	三	五	0.00	0.0	Ξ	0.0	0 :	- -

平月	成20	年3月	]18日	火曜	目	Ц	4	П		県	報	ł	(定	期)		第 19	39 号	
	"	"	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	"	11	11	四七一八
	"	t	11	Л	11	11	11	11	11	11	11	t	-0	七	九 <u>二</u>	11	11	"
	"四八、000四八、000	X 10′000 10′000	"    0, 000    0, 000	八 000 八 000	"二五、〇〇〇二五、〇〇〇	"一五、000一五、000	"九〇、〇〇〇九〇、〇〇〇	"二五、000二五、000	が、000 九、000	パ 000 ハ 000	"二五、〇〇〇二五、〇〇〇	八九〇、〇〇〇九〇、〇〇〇		八 五 、 ○ ○ ○ 五 一 、 ○ ○ ○	10年0、000年0、000	"	八二五、○○○二五、○○○	七. 五
	<u> </u>	O "	<u> </u>	O 五	0 10	_ _ 八	"	"	0	五	"	<u> </u>	0 11100	0	0	11	<u> </u>	<u></u> 五
	"	"	"	"	_ O	_ 八	"	"	"	"	"		1100		=	"	"	_ O
	"	100	"	_ O	四〇	_ 七	_ O	四〇	"	_ 0	四〇	_ O	+00 +00	四〇	五	"	四〇	- <del>-</del> 0000
	"	100	"	_ O	四〇	_ 七	_ O	四〇	"		四〇	_ O	100ct	四〇	五 -	"	四〇	II, 000
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	検 出 せ ず	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	検 出 せ ず	"
	〇 五	_	- · 六	=	_	一 五	=	_	=	Ξ	六	11	<u>=</u>	11	11	Ξ	六	O ≡
;	〇 五	_	- · 六		_	_ 五	=	_	=	三	六	11	_=_	11	11	Ξ	六	_ _ _

<u>1</u>	<b>F成</b> 20	年3,	月18日	火	曜日		Щ	П		県	報	ł	(定	期)		第 19	39 号		
	中和	次中	汚泥	総合排水	好気性排水処理設備	種	四 汚水等(	備考	"	四七	四七一ホ	"	"	"	"	"	"	"	
	槽	和装置	槽	処理設備	処理設備	類	、構造の処理施	一の表の備考は、		ホ	基市								:
	"	コンクリ	ステン	"	コンクリ	構	種類、構造及び使用時間間隔等汚水等の処理施設に関する事項		=	八	"	"	"	"	"	"	"	"	
		リート製	レス製		ト製	造	間 る 間 事 項 等	この表について準用する。		九≀六	"	"	"	"	"	"	"	"	
						能		用する。	1, 000	"	一五、000	"	"	"	九八、五〇〇	五、〇〇〇	三四、000	l , III00	-
	m³ /O 日八	t / 日五	(t / (t / ()	m³ /00 目0	m <sup>3</sup> 六 /O 目 O	カ			=, 00	"	— 五 〇	"	"	"	11100,000	五、〇〇	三四	I 、IIIOO	
	"	"	中和和	中和・沈殿	活性汚泥	処理の方式			000	,,,	000	"	"	"	000 1100,000	000	000	0	=
	"	"	/H	//	連	間使用			五		0	"	"	"		0	"	"	
					続	時隔間			五	"	<u>-</u>				11/00,000	"	検	"	
	"	"	"	"	四時	の一使日			"	"	_ O	"	"	"	回〇〇	回〇	出せず	五〇〇	_
	"	"	"	"	間変動	時た間り概季節				四〇		"	"	"	国〇〇	四〇	検出せず	五〇〇	
					なし	概  変  の 変動 の  の			"	"	検出せず	"	"	"	O·O五	"	"	"	
		Ē	既			年 月 日			"	"	検 出 せ ず	"	"	"	り ・ り 五	"	"	"	
						年 月 日			"	0 -	0 :=	0.001	0.001	"	0.00万	"	O 五	一 五	_
		4111.	·及			年月日日日			○ =	_	_	0.0011	0.0011	0·00t	0.0	"	O 五	一 五	ا

平月	式20年	E 3 F	18日	火曜	日	L	Ц	П		県		報	(	(定期	l)	Í	第 19	39 号	<u>l</u>
No.1 排 水 口	打 2 1	K	五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量	火	廃 水 現 却 没 着	₹	中和	- % F 利 引	户 们 专	ž	<b>5</b> 尼	糸を打て欠野言が	総合非K几里殳備	女舎作打て女王言介	子司生非水心里没備		重	□ 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	序 力
t	常	K 表 イ 排	態の値及	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	E	頁 目	る処理前	7 7
	(水素指数)	すっき出	び排出水の	"	"	七	三	"	六	=	五五	"	七五五	七	=		K 素 イオ 汚	及び処理後	し       
五 ≀ 七 — — —	通ん	 七 学	量	"	九 \ 六 —	八~六	九 ≀ 二	七~五	七~一		四 / 三	八 六 五 ≀ 五		八~六		(水素指数)	要が	の汚水等の	
四 二 :	常 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			五〇	二、三四六	"	<u> </u>	"	五 · 一	"	一 一 四 三	"	四 · 六	五七	三八〇・一	通常	七学り俊素要求量の	の汚染状態	(N <sub>m</sub> , / 時)
· 九 一 五	通	— 孚		五〇	二、三四六	"	_ 五	"	五 · 一	"	一、一四三	"	六	六四	四 六·二		要求量の	窓の値並び	坎
九九	吊	遊 汚 勿 質		五〇	"	"	五	"	検出せず	六O <b>、</b> 000	五0、000	"	_ _ _	<u>-</u>	四九九	1 1	学 遊 汚	に汚水等	ž
_	大心量	染		五〇	_ O	"	"	"	五	110,000	100′000	"	<u>二</u> 五	<u>-</u>	四 一 九	最 <sup>mg</sup> /5	質	の 量	
二 五	最(mga) 大) 大通			"	検出せず	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二 五	最 (mg) / i 大 ()	返 由 領		
一 七 九	常	態		一 六 九	四三	"	〇 五	"	_	"	五四四	"	五.九	- 八 三 七	三六七·四	通常	窒態		
四七・八	最 mg / 大 <sup>)</sup>	あ		三〇七	七八三	"		"	100	"	四三 六 000	"	五、八	八三・七二〇六・一	т	最 mg / 人 大	の		
〇·〇五	通常	値		O·O六	0 :	"	"	"	"	"	〇 〇 五	"	0 :=		五七・一	通常	値		
O · , ,	最 mg / ℓ 大	:A		<ul><li>∴ ○ ∴</li><li>∴ ○ ∴</li></ul>	0 :	"	"	"	"	"	カ 〇・ ○ 五	"	_ _ _ 九 六	二七・七 三	四七二一二	最 mg / ℓ )	12		
八二三、七三五	通常	排出水の一日当たりの量			一三三・五	11	八.四	"	五、一九〇	"	三五五	11	七七、五六二・四	"	四六六・一	通常	汚水等の一日当		
二九、九四五	最大	ヨたりの量(淌)			三三三五	"	二〇・五	"	五、一九〇	11	三五	"	1八五、〇九五・四	"	五〇九・二	最大	汚水等の一日当たりの量 (㎡)		

市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、

萩

市

Ξ

見

畦

田

|||七||地先

市

名

大 字

名

字

名

地

番

標

柱

番

号

\_ 井 関

成

同 意 年 月

> 水 後

ケ ケ

浴 迫

二三四二の七

三五八

一七四八の

一七四九

一号

号

ξ

平成二〇 日 七

山口県知事 = 井 関

成

畦 後

田 迫

||四八の||地先 三四三の

ケ

100001 二二〇二地先

> 十号 九号 八号 七号 六号 五号 四号 三号

十一号

十二号

一六八七の一地先

一六八七の 一六八七の 1七00

### 山口県告示第百十五号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

No. 2

排

水

П

七:

七・四

 $\equiv$ 

\_ \_

O·O六

四四

六一七・九

四六、七九六

//

11

"

六

<u>-</u> 五

"

五・九

五・八

0: =

一・九六 七七、

五六二・四

八五

〇九五・四

11

八五二、二二〇

八五二、二二〇

"

11

"

〇·〇六

11

六四八、

000

六四八、

000

兀

五

"

〇· 六

兀 • 四

=

"

〇・六九

〇· 〇五

○ <u>:</u>

三六

七五〇

五、

五

四

九一、二〇〇

九一、二〇〇

平成二十年三月十八日

山口県知事 =井 関 成

地	
名	
及	
び	
番	
地	
幅(	
メート	
ル員	
延	
メート	
ル長	
(平方メートル)道路の敷地とな	
	名 及 び 番 地 幅 (メートル)

### 山口県告示第百十六号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 = 井 関 成

六七・七六		六・〇	<u>_</u>	市大字末武上字宮ノ下四九二の	武上字宮	巾大字末	七下松
(平方メートル) る土地の面積 道路の敷地とな	延 (メートル)	(メートル)	地	び 番	及	名	地

### 山口県告示第百十七号

Щ

П

ように改正し、平成二十年三月二十一日から施行する。 建築主事の所管区域等に関する告示 (平成二年山口県告示第三百五号)の一部を

平成二十年三月十八日

山口県知事

\_

井 関

成

表中欄中「美祢郡」を削る。

### 山口県告示第百十八号

建築主事の所管区域等に関する告示 (平成二年山口県告示第三百五号)の一部を

ように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 井

関

成

下欄中「、岩国市及び周南市」を「及び岩国市」に改める。 表中欄中「及び山口市」を「、山口市及び周南市」に改め、 周南市」を削り、 同表

# (一一一) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成二十年三月十八日

山口県知事

= 井

関

成

次の			,-	*	(	文 の		7	七一ル積六	な	
森田病院	高取整形外科医院	祉センター 鼓ヶ浦こども医療福	吉浦耳鼻咽喉科医院	岡田病院 医療法人社団成蹊会	周南記念病院	しのはらクリニック	光山医院	クリニック 耳鼻咽喉科ののはな	総合病院組合連合会小郡第一山口県厚生農業協同	名  称	
一〇番一号 山陽小野田市赤崎二丁目	"飯島町一丁目六七	四周南市大字久米七五二の	五号柳井市中央一丁目九番一	長門市東深川八八八八	○番一号	一一号 下松市大手町一丁目一番	号 防府市今市町二一番一五	" 大内矢田三〇の一	三山口市小郡下郷八六二の	所機在 期	
"	"	"	"	更生医療 育成医療及び	更生医療	"	"	"	更生医療 の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	療の種類 ・ は を を を を を を を を を を を を を	
"	"	"	"	"	"	"	11	"	平成一九、	指定年	
"	"	"	"	"	"	"	"	"		月 日	

" 11 "

"

"

"

"

11

11

平成20	年3月	18日	火眼	翟日		Щ	I		県	Į	報	ł	( រី	定期)		第	193	89 号	
昇陽堂薬局	亀本薬局	イケダ薬局	平成薬局	ひらばら薬局	東岐波薬局	有限会社はら薬局寿	中板薬局	サン薬局	厚南薬局	きわなみ薬局	小川薬局小羽山店	小川薬局	エビス薬局	宇部共同薬局	あすなろ薬局	アイリス薬局	田中歯科医院	ニック岩国矯正歯科クリ	院周防大島町立大島病
が号 平井七二九	号 石観音町四番二五	山口市阿知須四七二七の  四号	· 四号 昭和町四丁目四番 デミ	、 西平原二丁目五番 一の三	- )三 大字東岐波一三一 四号	四部 寿町一丁目三番三 1 三号 1	常盤台二丁目四番	この一大字西岐波一四六 (の)	) 大字妻崎開作一一のガ	ア・大字際波一四二一	六番三号 北小羽山町二丁目	番四号 明神町一丁目一一	三号 島三丁目一〇番二	二の三 アラロ 大字西岐波一九二 アー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	六 大字妻崎開作六五	九の二〇字部市大字東岐波二一二	三番三六号山陽小野田市中央四丁目	番一八号岩国市麻里布町二丁目二	松一三八八の一大島郡周防大島町大字小
<i>II II</i>	"	<i>II</i>	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	更生医療 育成医療及び	更 生 医療
II II	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	11
<i>II II</i>	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
11 11	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
日本調剤虹ヶ浜薬局	可言国薬局	錦見薬局	にこにこ薬局	スミカワ薬局	有限会社つばさ薬局	ころころ薬局	錦帯橋薬局	おひさま薬局	あい薬局	中村薬局	未武薬局	下松共同薬局	ヨシワラ薬局	山内漢方薬局	フェアリー 薬局	コスモ薬局防府店	カワムラ薬局	エサキヤ薬局	みき薬局山口店
六号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,	一一一二号 第見一丁目一三番	九番二三号 南岩国町四丁目五	四号 今津町四丁目二番	番二号 中津町二丁目一四	番九—一号 "一今津町三丁目一五	二号 岩国四丁目七番二	の一九 御庄三丁目一〇二	二三の七岩国市周東町下久原一〇	六 大字末跹上一一七	番一〇号 瑞穂町二丁目二〇	三番二号下松市生野屋南一丁目一	三大字新田七八三の	三号 国衙四丁目三番四	"今市町二二番三号	二号 鋳物師町一一番一	六号 防府市三田尻二丁目八番	萩市大字須佐一三九二の	号    桜畠二丁目六番六
11 1.	, ,,	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
II 1.	ı II	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	11	"	"	"	"	"	"
11 1.	, ,,	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	11	"	"	11	"	"	"

3	平成2	20年	3月1	8日	火曜	∃	Щ				県		報		(定其	月)		第	§ 193	19 号	
土地改良法(昭和日	(一一二) 土地改良東		テーションあとう訪問看護ス	ションきらら平生訪問看護ステー	ンわかあゆ 訪問看護ステーショ	ター原田訪問看護セン	府 スマイルネット防 訪問看護ステーショ	ションらぎ訪問看護ステー	在宅複合型施設やす	めぐみ薬局	日の出調剤薬局	千代町薬局		店のお薬局宮の前	古川薬局	ひまわり薬局	ひの木薬局	小西薬局	くしがはま薬局	川口薬局	ー おだ薬局
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一	一一二) 土地改良事業の工事の完了の届出		一六九七阿武郡阿東町大字地福上	五六九の一四熊毛郡平生町大字平生町	番五〇号岩国市室の木町一丁目一	七号 国衙五丁目九番二	一防府市大字佐野一五二の	六号	山口市朝倉町四番五五—	四四四D元 大字厚狭一 大字厚狭一	ョヒ番丘号 日の出三丁	番一九号 稲荷町一一	一番八号山陽小野田市揥山二丁目	一三号 "宮の前二丁目三番	六号	" 代々木通二丁目二	7 若宮町一丁目四三	"銀座一丁目七	の五 大字櫛ケ浜五〇三	号 政所一丁目八番三	の八周南市大字大河内二五六
第百十三条の日			更生医療 育成医療及び	更生医療	"	"	"		"	"	"	"	"	<i>II</i>	"	"	"	"	"	"	"
第一項の規定により、			"	"	"	"	,,		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
より、			"	"	"	"	"		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
作業の種類		平成二十年三月十八日	国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。  測量法(昭和二十匹年法律第百八十八号)第十匹条第二項の規定により、国-	(一一二)基本測量の実施の終了		11	"	11	"	"	"	11	' "	, ,,	"	"	岩国市	岩国市の名称又は日名	土地改良事業を行っ	平成二十年三月十八日	次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。
		台	おり基本測量のお法律第百八十八	実施の終了		ほ長野 の地区 備	ほ郷 場地 の整備	ほ茅 場原 地 整区 備	ほ場の整備 程原下地区	ほ場の 整備 と 地区	ほ場の整備	は場の整地区	は場合の思想を表現である。	に場り とこう はっぱん はっぱん はっぱん はっぱん を はん	は場の整備区	ほ場の整備区が大学の	は場りの整備	<b>西田也</b> 区	事業の名称	日	素の工事の完了の
			の実施を発	<u>.</u>		平 成 二 	平 成	平 成	平 成	平 成	"	可	平 方	平 成		平 成	习 万	F 戈	工事		6届出が
	山		終了し	-   :				六	ţ	五		ナ				四	7	Ź	工事着手時期	山	ありま
	山口県知事		た旨の通	[ [ ]		四 — 四	五 一	Ξ,	八、七	九三	五	- - - <u>=</u>				二、二七	_	`	期	口県 知事	た。
	二井関		知がありました規定により、国			平成一七、	平 成 五 五	平成二、	"	"	,,	,,	_	成一	平 成 九	平成七、	习 万	艾	工事完了時期	二井関	
	成		た。土交通省				" = =	= =	"	_ _ _ _	=		_		〇 八	二、 一 五	- - !	`	期	成	

山

開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡平生町大字曽根字坂本 開発区域に含まれる地域の名称

新潟市南区清水四五〇一番地の一

株式会社コメリ

報

号

Ξ

下関市、宇部市、 山口市、

防府市、

長門市及び周南市

作業の地域

基本測量 (国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

作業の期間

平成十九年五月三十一日から平成二十年二月二十八日まで

基本測量 (基準点改測) 作業の種類

作業の地域 宇部市及び山陽小野田市

作業の期間

Ξ

平成十九年五月三十一日から平成二十年二月二十八日まで

(一一四) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

平成二十年三月十八日

山口県知事 = 井 関

成

山口県選挙管理委員会告示第十九号

八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第一項及び第七十五条第一項

> る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を 次の表のとおりである。

平成二十年三月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

員の解職の請求	委員の解職の請求 受員のび公安委員会のな 学管理委員、監査委員 副知事並びに県の選	知事の解職の請求	の請求の議員の解職	県議会の解散の請求	する監査の請求県の事務の執行に関	廃の請求 県条例の制定又は改	直接請求の種類
は は は は り び 運 営 に 関する 法 の の の の の の の の の の の る る と る と る る る と る と	条第一項	条第一項 地方自治法第八十一	第一項	条第一項地方自治法第七十六	条第一項	条第一項地方自治法第七十四	根拠規定
	二七〇、五四七		山周美柳長光岩 下防病市 市場 上海 中海		- [		必要な有権者の数

行行 人所 ЩЩ 県 知県 事庁

発発

平成二十年三月十八日発行平成二十年三月十八日印刷

定価一箇月

金二千七百円 (送料共)